

企業所得稅優遇管理弁法の改正—届出制の廃止へ

2018年5月
第14号

概要

2018年4月25日、国家税務総局(以下「税務総局」)は、税制の「放、管、服」(行政のスリム化、権限委譲、サービス向上)改革、税務環境の最適化、企業所得稅の各種優遇政策を有効に実現するため、改正後の「企業所得稅優遇政策事項処理弁法」(国家税務総局公告[2018]23号、以下「新弁法」)を公布しました。

2015年に公布された「企業所得稅優遇政策事項処理弁法」(国家税務総局公告[2015]76号、以下「旧弁法」)と比較して、新弁法の最大の目玉は資料届出ステップの廃止です。今後、企業が税務優遇を享受するときには、「自主判断、申請による享受、調査に備えるための関連資料の保管」の新制度が適用されます。また、税務機関は今後も事後調査の方法により企業の税務優遇の実際状況の監督管理を続けていきます。新弁法は、2017年度の企業所得稅確定申告および以降の会計年度の企業所得稅優遇の手続に適用されます。同時に旧弁法は廃止となります。本稿では新弁法の主要な内容を分析し、新しい規定のもとで納税者がいかに税務優遇措置を適切に享受できるかについて、私たちの見解と提案をご紹介します。

詳細

企業所得稅の優遇享受の新制度

新弁法の称する税務優遇には、免税、一定率の所得減免、追加控除、加速減価償却、所得減免、課税所得額の相殺控除、低税率の適用、税額控除などを含みます。税務総局の公式な解説¹によると、新弁法は居住企業および中国国内に機構、事業所が設立された非居住企業に適用されます。ただし、現行の所得税法の枠内において、非居住企業が直接に享受できる企業所得稅優遇は多くありません。

2015年より前の企業所得稅優遇は審査認可制により管理されていました。一方、2015年に公布された旧弁法は企業所得稅優遇の管理制度を「自主

判断、届出管理、自主享受」と調整しました。

これをもとに、新弁法では事前届出の要求を削除し、企業は、「自主判断、申請による享受、調査に備えるための関連資料の保管」の方式で税務優遇の手続ができるようになりました。この方法では、企業が関連する税務優遇条件に合致すると自動的に判断すれば、新弁法に付随する「企業所得稅優遇事項管理目録(2017年版)」(以下「2017年版目録」)に記載された期間に基づいて減免税額を自主計算し、企業所得税納税申告書を記入して申告することで税務優遇を享受できます。年度確定申告を終えると同時に全ての調査用資料を整理して保管し、税務機関の調査に備えます。注意すべきなのは、税務総局の新弁法の解説において、年度確定申告と調査用資料の整理は同日

に終了させなければならないとしている点です。また、これらの資料は企業所得稅の確定申告期間が終了した日(5月31日)の翌日から10年間保管する必要があります。

新弁法は、本部・支部機構の優遇享受に対する事後調査制の適用について具体的な要求を設けています。一般論として、本部機構が関連調査資料を収集して保管すべきですが、支部機構が規定に基づき単独で優遇を享受することができる場合(例えば、西部地区に設立された支部機構が単独で西部大開発に関する税務優遇を享受する場合)、支部機構が責任をもって関連調査資料を収集して保管し、調査用資料のリストを本部機構へ送付し保管します。

事後的な管理の要求を新設

「2017 年版目録」は、省級税務機関にほぼ全ての優遇に対する「事後的な管理」を自主的に制定する権利を付与し、企業は協力して税務機関の規定する期限と方法に従い調査用資料を提供・保管しなければなりません。加えて、新弁法では届出制が廃止されたものの、13 項目の優遇は依然として「2017 年版目録」の事後的な管理要求に列挙された資料リストに基づき、年度確定申告が終了した後、年度確定申告期間が終了する前(毎年 5 月 31 日前)に税務機関へ資料を提出する必要があります。これら 13 項目の優遇は、主に集積回路生産企業、集積回路設計企業、ソフトウェア企業、中国政府が計画配置する集積回路設計企業および重点ソフトウェア企業の享受する企業所得税減免および低税率による課税などの優遇です。私たちの見解では、これら課税面の優遇は税務機関を含む多くの政府部門(財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部など)に関わっていると理解され、故に当面は資料提出の要求を完全に取り消すことはできないと考えられます。同一の優遇について、「2017 年版目録」の事後的な管理の要求で規定する資料リストと、「2015 年版目録」で規定される届出資料は基本的に一致しています。

目録内容の主な変更点

新、旧弁法は共に企業所得税優遇事項管理目録を有し、目録の中で企業の享受する税務優遇の名称、主な政策根拠、優遇の享受期間(予納または確定申告)、提出すべき届出資料または保管する主な調査用資料などを明記しています。

「2017 年版目録」の企業所得税優遇は 69 項目であり、「2015 年版目録」の 55 項目より大幅に増加しました。新しい内容は、旧弁法が公布された後に出現した一連の企業所得税優遇が中心です。例えば、条件に合致する科学技術企業起業支援の収入に係る企業所得税免除、科学技術型中小企業の新技術、新製品、新製造技術の開発に伴い発生する研究開

発費用の追加控除などがあります。そして、蘆山、魯甸地震災害地区の特定企業を対象とするような継続する必要がなく、すでに効力を失った企業所得税優遇は削除されました。

旧弁法の「2015 年版目録」から見た「2017 年版目録」のもう 1 つの変更点は、従来の資料届出および主要な調査用資料の保管を主要な調査用資料の保管に統一するアップデートを行い、簡略化したことです。

注意に値するのは、「2017 年版目録」で取り上げられた主要な調査用資料の保管を除き、新弁法はまた、税務機関が事後的な管理において的確な判断を下すことができるよう、企業も優遇享受の状況に基づいて「その他調査用保管資料」を自主的に収集し、優遇享受の補足説明とすることができます。

まとめ

第 13 期全国人民代表大会第 1 回会議および全国政治協商會議第 1 回会議の後、税務総局は、企業経営における税務環境の最適化に関して中国政府に賛同しつつ、質の高い経済発展の要求をサポートし、一連の減税、納税負担軽減の措置を打ち出しました。税務申告の面では、税務総局が今年 4 月、企業所得税資産損失のリスト申告および特定申告を廃止することを受け²、納税者は企業所得税年度確定申告書の作成時に関連する「資産損失の損金算入および納税調整明細表」に必要事項を記入し、調査に備えるための資料を保管するだけで済むようになりました。さらに、企業所得税優遇の届出要求も削除されました。「事後調査制」は、納税者の税務コンプライアンスの負担軽減に有益であり、税務機関が確定申告の期間中に各種届出を集中処理しなければならない状況が解消されるものとみられます。

一方で、事後調査制は税務機関の監督管理が緩和されることを意味するものではなく、主管税務機関は、さまざまな方式で事後チェックを実施し事後的な管理を行います。企業の判

断に誤りがある若しくは政策に対する理解に誤りがあるため、優遇を享受すべきでないにもかかわらず、自ら進んで享受した場合、または企業が保管していた調査用資料を提供できない場合、企業が事後管理で要求された資料を提供していない場合、保管していた調査用など資料と実際の状況が相違する場合や、企業が税務優遇措置の適応条件を満たすことを証明できない場合は、税務機関は本税および延滞金を追徴課税し、その程度が甚だしい場合は、納税者を罰則に処します。事後調査制は、企業の税務法律規定の理解・分析、合理的な証拠の十分な収集・整理、自主的な資料作成について今まで以上の要求を提示していると見ることができます。

「弁法」は、2017 年度企業所得税の確定申告および以降の年度の企業所得税優遇手続に適用されるため、直ちに現行のプロジェクトおよび優遇事項の整理を行うことをお勧めします。「2017 年版目録」の要求に従い、保管している調査用資料について最新の要求に従って修正を加え、当年度の確定申告時には保管する調査用資料を作成する必要があります。特定企業は、事後的な管理の要求に列挙されるリストに基づいて資料を準備し、毎年 5 月 31 日前に提出する必要があります。その他、企業はその税務リスク管理能力を高め、主管税務機関および関連する担当者とのコミュニケーションを密にし、税務優遇措置適用の確実性を高めるべきでしょう。

注釈

- 「国家税務総局の改定後の『企業所得税優遇政策事項処理弁法』の公布に関する公告」に関する解説をご参照ください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3429015/content.html>
- 「国家税務総局の企業所得税資産損失の調査用資料保管に関する事項の公告」国家税務総局公告[2018]15 号をご参照ください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3398321/content.html>

お問い合わせ

今回のニュースフラッシュ掲載内容に関するお問い合わせは、**PwC's China Tax and Business Service** までお気軽にご連絡ください。

吳家裕

+86 (21) 2323 1828
peter.ng@cn.pwc.com

莊子男

+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

黃富成

+86 (10) 6533 2100
edwin.wong@cn.pwc.com

任穎麟

+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚義

+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏

+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

With over 2,200 tax professionals and over 140 tax partners in Hong Kong, Macao, Singapore, Taiwan and 14 cities in Mainland China, **PwC's Tax and Business Service Team** provides a full range of tax advisory and compliance services in the region. Leveraging on a strong international network, our dedicated China Tax and Business Service Team is striving to offer technically robust, industry specific, pragmatic and seamless solutions to our clients on their tax and business issues locally. The Global Tax Monitor recognises PwC as one of the leading firms in China for tax advice, by reputation.*

*These results are based on the year-ending Q4 2013 figures, with a sample size of 130 primary buyers of tax advice in China.

Launched in 2000, the Global Tax Monitor (GTM) is an independent survey conducted by research agency TNS, that examines the competitive position of the top firms in the tax advisory market - globally, regionally, nationally and on an industry basis. It provides a comprehensive measure of firm reputation, client service and brand health, gained currently from just over 4,000 telephone interviews annually with key decision makers (CFOs and Tax Directors) in 40 key markets.

本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、および台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2018 年 5 月 4 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国および香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポールおよび台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォロー・アップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また戦略的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、および専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

Matthew Mui

+86 (10) 6533 3028
matthew.mui@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト

<http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

取消备案制——企业所得税优惠管理办法再升级

二零一八年五月
第十四期

摘要

为了落实税务系统“放管服”改革，优化税收环境，有效落实企业所得税各项优惠政策，国家税务总局（以下简称“税务总局”）于 2018 年 4 月 25 日发布修订后的《企业所得税优惠事项办理办法》（国家税务总局公告[2018] 23 号，以下简称“新办法”）。

与 2015 年发布的《企业所得税优惠事项办理办法》（国家税务总局公告[2015] 76 号，以下简称“旧办法”）相比，新办法最大的亮点在于取消了资料备案环节。今后，企业享受税收优惠时将采取“自行判别、申报享受，相关资料留存备查”的新机制。与此同时，税务机关将继续采取事后核查的方式对企业享受税收优惠情况进行监管。新办法适用于 2017 年度企业所得税汇算清缴及以后年度企业所得税优惠事项办理工作。旧办法同时废止。

在本期的《中国税务/商务新知》中，我们将为您介绍新办法的主要内容，并就纳税人如何在这一新规下做好税收优惠事项管理分享我们的观察和建议。

详细内容

企业所得税优惠享受新机制

新办法所称的税收优惠，包括免税收入、减计收入、加计扣除、加速折旧、所得减免、抵扣应纳税所得额、减低税率、税额抵免等。根据税务总局的官方解读¹，新办法适用于居民企业和在中国境内设立机构、场所的非居民企业。但在目前所得税法框架下，非居民企业能直接享受的企业所得税优惠为数不多。

2015 年之前企业所得税优惠事项实行审批制管理。2015 年出台的旧办法将企业所得税优惠事项的管理机制调整

为“自行判断、备案管理、自主享受”。在此基础上，新办法进一步取消了事前备案要求，企业可以通过“自行判断、申报享受、相关资料留存备查”的方式办理税收优惠。在此方式下，如果企业自行判断其符合相关税收优惠条件，即可按照新办法所附带《企业所得税优惠事项管理目录（2017 年版）》（以下简称“《2017 版目录》”）列示的时间自行计算减免税额，并通过填报企业所得税纳税申报表享受税收优惠，在完成年度汇算清缴的同时，将留存备查资料归集齐全，以备税务机关核查。需要注意的是，税务总局在新办法的解

读中强调，年度汇算清缴和留存备查资料整理应在同一天完成。这些资料需要自企业所得税汇算清缴期结束的次日起保存 10 年。

新办法还对总、分支机构享受优惠事项如何适用备案制做了具体要求。一般来说，应当由总机构负责统一归集并留存相关备案资料，但是如果分支机构按照规定可以独立享受优惠事项的（例如企业设在西部地区的分支机构独立享受西部大开发相关税收优惠），则由分支机构负责归集并留存相关备案资料，并将备案资料清单报送至总机构留存。

新增后续管理要求

《2017 版目录》授权省级税务机关对大部分优惠事项自行制定“后续管理要求”，企业应当予以配合并按照税务机关规定的期限和方式提供留存备查资料。另外，虽然新办法取消了备案制，但是仍有 13 项优惠事项需要按照《2017 版目录》“后续管理要求”列示的资料清单，在年度汇算清缴后、汇算清缴期结束前（即每年 5 月 31 日前）将资料提交给税务机关。这 13 项优惠事项主要是集成电路生产企业、集成电路设计企业、软件企业、国家规划布局内集成电路设计企业和重点软件企业享受的减免企业所得税和按减低税率征税等优惠事项。我们理解这些税收优惠涉及包括税务机关在内的多个政府部门（如财政部、发改委、工信部等），因此暂时无法完全取消材料提交要求。对同一优惠事项，《2017 版目录》后续管理要求规定的资料清单与《2015 版目录》要求的备案资料基本一致。

目录内容的主要变化

新、旧办法都附带了企业所得税优惠事项管理目录，清晰列示了企业享受税收优惠的名称、主要政策依据、享受优惠时间（预缴或汇缴）、需要提交的备案资料或主要留存备查资料等。

《2017 版目录》共涵盖 69 项企业所得税优惠事项，较《2015 版目录》的 55 项有所增加。新增内容主要源自旧办法发布以后出台的一系列企业所得税优惠事项，如对符合条件的科技企业孵化器收入免征企业所得税、科技型中小企业开发新技术、

新产品、新工艺发生的研究开发费用加计扣除等；同时，对一些已失效，不需要继续执行的企业所得税优惠事项，如针对芦山、鲁甸地震灾区特定企业的所得税优惠事项进行清理。

与旧办法的《2015 版目录》相比，《2017 版目录》另一个变化是将原先的备案资料和主要留存备查资料统一整合为主要留存备查资料，并做了一定的更新和简化。

值得注意的是，除了《2017 版目录》提到的主要留存备查资料之外，新办法也规定企业也可以根据享受优惠事项的情况自行归集“其他留存备查资料”作为其享受优惠事项的补充说明，以助于税务机关在后续管理时能够做出准确判断。

注意要点

2018 年两会以后，税务总局响应国家关于优化税收营商环境，助力经济高质量发展的要求，推出一系列减税降负的税收举措。在纳税申报方面，税务总局已经于今年 4 月取消了企业所得税资产损失的清单申报和专项申报²，纳税人仅需在填报企业所得税年度纳税申报表时填写相关《资产损失税前扣除及纳税调整明细表》，并留存资料备查。现在又进一步取消了企业所得税优惠事项的备案要求。“备查制”有助于减轻纳税人的税收合规性负担，也避免税务机关在汇算清缴期间需要集中处理各种备案的情况。

另一方面，备查制并不意味着税务机关将放松监管。主管税务机关在后续管理中会采用各种方式进行事

后核查。如果企业因判断失误或对政策理解有偏差，导致不应享受优惠而自行享受的，或企业不能提供留存备查资料的，或未提交后续管理要求列示的资料的，或留存备查等资料与实际情况不符的，不能证明企业符合税收优惠政策条件的，税务机关将追缴税款，加收滞纳金，严重的还将面临处罚。可见，备查制对企业的税收法规理解分析、充分合理证据收集整理、自觉准备文档提出了更高的要求。

由于《办法》适用于 2017 年度企业所得税汇算清缴及以后年度企业所得税优惠事项办理工作，建议企业应立即对现有的项目和优惠事项进行梳理，根据《2017 版目录》的要求相应更新留存备查资料并于当年度汇算清缴时准备好留存备查资料。特定企业还应根据后续管理要求列示的清单准备资料并于当年度 5 月 31 日前提交。此外，企业还应提高其税务风险控制能力，多与主管税务机关和相关专业人员沟通，以提高税收优惠适用的确定性。

注释

1. 参见关于《国家税务总局关于发布修订后的〈企业所得税优惠政策事项办理办法〉的公告》的解读
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3429015/content.html>
2. 参见《国家税务总局关于企业所得税资产损失资料留存备查有关事项的公告》
国家税务总局公告[2018]15 号
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3398321/content.html>

与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响,请联系**普华永道税务及商务咨询团队**:

吴家裕

+86 (21) 2323 1828

peter.ng@cn.pwc.com

庄子男

+86 (21) 2323 2580

spencer.chong@cn.pwc.com

黄富成

+86 (10) 6533 2100

edwin.wong@cn.pwc.com

任颖麟

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

李尚义

+86 (755) 8261 8899

charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

普华永道税务及商务咨询团队在中国内地 22 个城市、香港、澳门、台湾及新加坡均设有办公室。团队拥有接近 2,700 位专业税务顾问及超过 170 位合伙人, 为客户提供全面的税务咨询及申报服务。结合普华永道强大的国际网络, 我们的中国税务及商务咨询团队致力于为本地客户在他们的税务及商务问题上提供技术稳健、具有行业针对性、实用及全面的解决方案。



文中所称的中国是指中华人民共和国, 但不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用, 而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前, 请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2018 年 5 月 4 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国、香港和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策, 目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务, 并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流, 以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系:

梅杞成

电话: +86 (10) 6533 3028

matthew.mui@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案, 欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页: <http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>